

清瀬市まちづくり基本条例に基づく提言について

当委員会では、清瀬市まちづくり基本条例に基づく市民提案について審議してまいりましたが、実施に向けて取組むべきものと判断いたしましたので、別紙のとおり提言いたします。

（“清瀬市まちを美しくする条例”活性化）

平成23年5月31日

清瀬市長 渋谷 金太郎 殿

清瀬市まちづくり委員会
委員長 大森 靖史

提 言 書

I 提言の主旨

清瀬市まちづくり委員会は、清瀬市まちづくり基本条例第9条第2項に基づき「清瀬市まちを美しくする条例の活性化」について、市長に提言いたします。

II 提言の理由

1 市民からの提案

市民から下記の提案がありました。

(1) 提案の題名

「清瀬市まちを美しくする条例」活性化」

(2) 提案の要旨

清瀬市が保有・保存する街中の雑木林（里山）や市内を流れる柳瀬川・空堀川流域とその空間は市民の共有財産である。これらの共有財産をタバコの吸殻のポイ捨てによる火災・野火のリスクから防ぐため、「清瀬市まちを美しくする条例」を積極的に運用し、共有財産の保全を図る取り組みを推進して欲しい。

条例の罰則規定として「罰金」を科することが規定されている。条例制定の背景や罰則適用に当たっての複雑な手続きや実効性などを勘案し、罰則を「過料」に見直すことを合わせて提案する。

条例の活性化に当たっては、市民に広く、時間をかけながら繰り返し説明し、理解を求める取り組みが望まれる。市報を通じて繰り返し働きかけながら、加えて一般紙及びタウン誌など（複数で多ければ多いほどよい）にも広く働きかけ、更には対象地域に「ポスターや看板類」を事前に掲示して周知徹底させるなどの取り組みを並行して実施することも必要と考える。

2 まちづくり委員会での検討

提案文および提案者へのヒアリングを行った結果、提案者は、清瀬市が保有・保存する街中の雑木林（里山）や市内を流れる柳瀬川・空堀川流域とその空間等の市民共有財産に、タバコの吸い殻のポイ捨て、ゴミ等の放置が多いと感じている。また、そのことによる火災・野火のリスク、環境破壊のリスクが発生する事を危惧している。このことから、“清瀬市まちを美しくする条例”の活性化が必要であると判断し提言いたします。

まちづくり委員会において、“清瀬市まちを美しくする条例”の活性化を検討するにあたり、環境課及び緑と公園課へのヒアリングを実施し、審議を重ねた結果、以下の様な問題点があげられ、この条例をもっと活用しやすく、活性化されるべきとの意見が出ました。

- (1) “清瀬市まちを美しくする条例”、環境美化活動団体、及び環境保護活動団体を管轄する課が異なること、また、ゴミの発生場所により収集を担当する課が異なること。
- (2) それぞれの担当課の保有する情報の共有化が不十分であると思われる上、“清瀬市まちを美しくする条例”を管轄する課では、これまでの自然保護レンジャーなどからの相談や提案の記録を残していないと聞き、管理が出来ていないと思われること。
- (3) 環境美化重点地域が、平成11年1月1日に指定されて以来見直しがされず、駅前及びけやき通りのみとされ、“清瀬市まちを美しくする条例”7条に明記されている、河川、公園等への範囲拡大がされていないこと。
- (4) “清瀬市まちを美しくする条例”第10条にある美化推進員の具体的な活動内容が不明確であること。
- (5) “清瀬市まちを美しくする条例施行規則”第1条に記載されている「必要な事項を定めるものとする」に関する内容が不十分であるため、市民に対し周知されておらず、“清瀬市まちを美しくする条例”の啓発が行われていないこと。

(6) 現在の状況では“清瀬市まちを美しくする条例”が、一部地域の「ポイ捨て禁止条例」のようなものを感じられ、その条例名通りの効力を発揮していないこと。

以上の点を改善し、環境美化活動団体及び環境保護活動団体などが美化推進員となって協力して、“清瀬市まちを美しくする条例”の活性化を行政が積極的に主導して、市民に本条例を周知するよう前向きに取り組み、本条例に関係する活動団体及び市民の『まちを美しくする活動意欲』の向上を促し、多くの参加者により本条例の活性化実現に向けて活動することが必要と考えます。

また、“清瀬市環境基本条例”、“清瀬市みどりの環境をつくる条例”両条例の前文の内容及び“後期基本計画”並びに“みどりの基本計画”の実現もあわせて推進して下さい。